様式第１号(第８条関係)

令和７年８月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金交付申請書

　　年　　月　　日

天草市長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 郵便番号 | 〒 |
| 事業所の所在地 |  |
| 屋号又は法人名 |  |
| 氏名又は代表者職氏名 |  |
| 昼間連絡先☎ |  |
|  | 業　　種 |  |

　令和７年８月豪雨災害中小企業等再建支援事業補助金の交付を受けたいので、天草市補助金等交付規則第３条及び第１２条並びに令和７年８月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金交付要領第８条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、交付決定前に開始した事業に関し、令和７年８月豪雨被災中小企業等再建支援事業補助金交付要領第３条及び第４条に規定する要件を備えていないこと及びその他の事由により補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

記

**１　実施事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名 |  |
| ※例：浸水で故障した冷蔵庫の買替え、店舗の土砂の撤去・消毒 |
| 被災及び事業実施所在地 | 天草市 |
| 事業開始日～事業完了日(予定) | 令和　　年　　　月　　　日～令和　　年　　　月　　　日 |

**２　交付申請額**※上限100万円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（** | 補助対象経費**(1)**  （税抜） | **－**　他補助金等**(2)** | **）** | **×** 補助率 **＝** | 交付申請額  (千円未満の端数は切捨) |
| ( | 円－ | 円) | | ×２/３＝ | **，０００円** |

**(１)対象経費内訳**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 対象経費（税抜） | 添付書類 |
| ①施設の修繕 | 円 | □見積書の写し |
| ②設備の修繕・購入 | 円 | □カタログの写し※購入時  □見積書の写し |
| ③施設の清掃作業 | 円 | □見積書の写し |
| 合計※上記(1)欄へ記入 | 円 |  |

**(２)他補助金等内訳**　※交付を受けていない場合は0円と記入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金　　額※ | 宣誓事項 |
| ①他制度により受けた補助金 | 円 | □左記以外に補助金・保険金等の交付は受けていません。 |
| ②令和７年８月豪雨に伴う保険金等 | 円 |
| 合計※上記(2)欄へ記入 | 円 |

**３　添付書類**

（１）被災証明書の写し及び被災写真

（２）カタログ及び見積書の写し

（３）復旧対象の施設及び設備の記載がある直近年度の決算書等の写し（決算書等に記載がない施設及び設備については、納品書等取得していたことが分かる書類）

（４）次のアからイに掲げる直近の書類の写し

　　ア　法人　確定申告書別表１

　　イ　個人事業主　所得税確定申告書第一表のほか、青色申告者は青色申告決算書１面から４面、白色申告者は収支内訳書１面から２面の写し又は開業届の写し（令和７年以降に開業した者のみ）

（５）市税等納付状況調査同意書（様式第２号）

（６）他制度により補助金又は保険金、共済金及び雑収入等の交付を受けることが分かる書類の写し（該当者のみ）

（７）その他市長が必要と認めるもの

**４　宣誓・同意**

次の項目に宣誓又は同意する場合に☑してください。※交付申請には、すべての項目に☑の印が必要です。

□申請者は令和７年８月豪雨時点において事業を実施及び被災しており、今後も天草市内の従前の施設にて事業継続の意思があることを認めます。

□　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者あるいは個人事業主に該当します。（大企業に該当しません）。※大企業…資本金３億超かつ従業員300人超

□　**市税の滞納はありません**。

□　この事業を実施するにあたっては、市内事業者からの調達を行いました。または、やむを得ず市外事業者からの調達となりましたが、市内事業者からの調達について十分検討を行いました。

□　この申請に関し、すべての申請要件を満たしています。

□　虚偽や不正な手段により補助金を受給した場合には、交付決定の取消や補助金の返還等に応じます。また、この取消等により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

□　代表者、役員または使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しません。